

# 法勝寺地区「地域振興協議会」設立に向けて・お知らせ

平成19年5月1日発行 NO.6 法勝寺地区地域振興協議会設立準備会

## 法勝寺地区地域振興協議会規約(案) 準備会の総意で了承される

以下、地域振興協議会(自治組織)を「振興協議会」、

設立準備委員会を「準備会」といいます。



### 第3回法勝寺地区振興協議会準備会開催 4月22日

4月22日プラザ西伯において第3回法勝寺地区振興協議会準備会が開催されました。

当日は、法勝寺地区に配置された担当職員(生田和久・藤原幸)の紹介に続いて、経過報告として集落説明会の実施状況などが報告されました。

また、法勝寺地区振興協議会の規約案について、第1回準備会から検討を行っていましたが、委員の皆さんの意見を聞きながら話し合いを進めた結果、今回、大筋の部分については準備会の総意で了承されるものが出来上がりました。

規約の主なポイントはこちらです。

協議会の名称は、法勝寺地区地域振興協議会と決まりました。

協議会の事務所は、さいはく公民館内に置きます。

...(第3条)

協議会では次のような事業に取り組みます。

...(第5条)

- ・ 広報、情報提供
- ・ 防災・防犯対策
- ・ 高齢者福祉・健康管理
- ・ 公民館活動
- ・ 農業振興
- ・ 美しい環境づくり

協議会には次の4つの部があります。

...(第6条)

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| ・ 総務企画部  | 協議会の事務、広報など情報発信を行います。   |
| ・ 生涯学習部  | 公民館活動など地域での生涯学習を支援します。  |
| ・ 地域づくり部 | 産業振興を支援します。             |
| ・ ふれあい部  | 保健・福祉など軸にして、地域活性化を図ります。 |

協議会の運営方法は総会で決められます。

...(第8~12条)

役員(会長・副会長など)は総会で選びます。

...(第20条)

協議会の経費は町交付金等でまかないます。新たな会費の徴収は行いません。

...(第23条)

次ページに法勝寺地区地域振興協議会規約(案)を見開きで載せています。ご覧ください。 次へ

## 第1回地域振興協議会準備会合同連絡会議が開催される 4月23日

表題の会議（会長 遠藤賢二氏）が、7ブロックの準備会会長・副会長、準備主任、このたび新しく地域振興区に配置された職員も含めるかたちで、西伯病院地域交流ホールで開催されました。

会議の内容は次のとおりです。

振興区の設立準備状況について各地区準備会会長の報告。

4月15日に設立された「南さいはく地域振興区」の取り組み事例の発表。

協議会設立にあたっての情報交換、意見交換。



### 集落説明会の質問から 準備委員って誰……

現在、法勝寺地区の各集落で地域振興区についての説明会を行っていますが、その中で法勝寺地域振興区の準備会にはどんな人が委員として参加してくださっているのか良くわからないという意見をお聞きます。今回はこの質問について説明します。

#### Q 法勝寺地区協議会の設立準備委員って誰？

A 平成19年3月1日発行の広報 4に準備会の役員についてお知らせしたところですが、その他の委員がどのようなメンバーで構成されているのか、お答えします。

各集落の区長（28名）消防団（2名）交通指導員（3名）人権推進委員（6名）部落解放同盟（2名）法勝寺公民館（2名）実行組合協議会（5名）民生児童委員（3名）健康増進委員（1名）地域福祉委員（5名）老人クラブ（3名）社会福祉協議会（1名）町職員会議（2名）の計63名で準備会を開催し、法勝寺地区振興協議会の様々な協議や検討を行っています。

#### 地域振興協議会設立準備委員名簿

敬称は省略しています。ご了承ください。

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	
いずみ	石上繁博	法勝寺7	堤一真	城山	小倉勇	馬佐良	毎川秀巳	
	石上明雄		今田真弓		遠藤浩由	馬場	船越美登	
	石田栄		景山隆子	戸構	内田和男		高木厚司	
	石上利枝	法勝寺8	福田知行		都田利春	前田仁		
法勝寺1	佐伯正男		吉原和行	遠藤光弘	徳長	奥田卓史		
法勝寺2	井畑祐輔	落合上	塚田京子	上鴨部		遠藤和子	藤原功治	
			山尾修一		川本優	青砥日出夫	藤原弥栄子	
			井上豊明		岩本栄子	青砥修平	藤原幸	
	加納慎一	落合下	馬堀ト男	下鴨部	松浦萬正	武信	大塚典敬	
			矢吹奎		和田隆		平田憲吉	大塚浩之
			加納諭史		岩田聡		杉本京子	糸田由起
法勝寺3	小林久慧	三本木中	板利喜夫	福頼	荊尾芳之	細田定明		
			三本木下		橋本忠典	吉持誠	道河内	細田輝己
法勝寺4	永田久雄	戸構団地	今岡万寿男	掛相	中充宣	伐株	生田浩三	
法勝寺5	濱本纂	菅田団地	内間裕次		山中秀敏			
法勝寺6	吹野健一				入口幸子			

# 法勝寺地区地域振興協議会規約(案)

制定 平成19年 月 日 設立総会  
改正  
改正  
改正  
改正  
改正

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この組織は法勝寺地区地域振興協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、法勝寺地区(以下「地区」という。)の住民自治組織として設置し、民主的な運営のもとに、地域の連帯と活性化を図り、住民一人ひとりが将来とも安心して生き生きと暮らせる住民参画の地域づくりを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、南部町法勝寺341番(さいはく公民館内)に置く。

## 第2章 組 織

(会員)

第4条 協議会の会員は、地区に居住する住民とする。

2 次に掲げる者で、協議会の趣旨に賛同し協議会が認めたもの。

(1) 地区外に居住し地区内に親族が居住する者、並びに地区内に家屋敷、農地、山林等を所有又は管理する者及び地区内の法人等。

(事業)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活安全の確保
- (2) 生活基盤の確立
- (3) 住民の健康及び福祉の向上
- (4) 住環境の美化活動
- (5) 産業振興及び特産物の開発
- (6) 地域開発の推進
- (7) 人権教育の推進
- (8) 青少年の健全育成
- (9) スポーツ及び生涯学習の推進
- (10) 郷土文化及び芸能の保存並びにその伝承

( 1 1 ) その他、第 2 条に定める目的達成に関すること。

( 専門部 )

第 6 条 協議会は第 2 条の目的を達成するため、次の部を設ける。

- ( 1 ) 総務企画部
- ( 2 ) 生涯学習部
- ( 3 ) 地域づくり部
- ( 4 ) ふれあい部

### 第 3 章 決 議 機 関

( 総会 )

第 7 条 総会は協議会の最高決議機関で、役員・専門部長・専門部副部長・評議員で構成する。

第 8 条 総会は 3 分の 2 以上の出席 ( 委任状含む ) により開催し、議事は決議権をもつ出席会議員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第 9 条 定期総会は毎年 5 月に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、役員会または評議会が必要と認めたとき、会長が招集する。

第 10 条 総会の議長は会議員の中から選出する。

第 11 条 総会では役員は決議権をもたない。

第 12 条 次のことは総会で決めなければならない。

- ( 1 ) 規約の制定と改廃
- ( 2 ) 事業計画及び予算
- ( 3 ) 事業報告及び決算
- ( 4 ) 財産の取得及び処分
- ( 5 ) 役員の改選
- ( 6 ) その他協議会の運営に必要な重要事項

( 評議会 )

第 13 条 評議会は総会に次ぐ決議機関であって役員及び評議員で構成する。

- 2 評議会は協議会の第 2 条の目的を達成するための重要性を認識し、その運営が地区住民の意思を反映して適切に行なわれるよう審議しなければならない。
- 3 評議会は毎年 2 回以上招集しなければならない。

第 14 条 評議会には議長及び事務局長をおく。

- 2 議長、事務局長は評議員の互選により選出する。
- 3 評議会では役員は決議権をもたない。

第 15 条 次のことは評議会で決める

- ( 1 ) 総会決定の具体化に関する事項
- ( 2 ) 疑義を生じた規定、規則の解釈
- ( 3 ) 追加予算
- ( 4 ) 臨時会費の徴収
- ( 5 ) 事業の経営
- ( 6 ) その他

第 16 条 評議会は評議員の 3 分の 2 以上の出席（委任状含む）により開催し、議事は出席会議員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第 17 条 評議会の会議運営のため、その都度議長を会議員の中から選出する。

## 第 4 章 役 員 と 職 員

第 18 条 協議会に次の役員をおく。

### 1 役員

会長	1 名
副会長	1 名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名
監事	2 名

### 2 専門部に次の担当をおく。

部長	各 1 名
副部長	各 1 名
事務局長	各 1 名

（役員、職員の任務）

第 19 条 会長は協議会を代表し、会務の統括を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は協議会の業務全般と、各専門部の連絡調整にあたる。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、会計を担当する。
- 5 監事は会計を監査し、総会に報告する。
- 6 事務局員は協議会の日常業務を処理する。

（役員を選出）

第 20 条 役員及び監事は総会で選出する。

役員を選出は原則として総会出席者の投票によって決める。  
推薦の場合もありうる。

（役員の任期）

第 21 条 会長及び副会長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

2 事務局長、事務局次長、専門部部长、専門部副部长、監事の任期は 2 年として再任を妨げない。

3 任期の中途において役員が交代したときは、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第 22 条 協議会に相談役をおくことができる。

## 第 5 章 会 計

第 23 条 協議会の経費は町交付金、寄付金、事業収入及びその他の収入でまかなう。

第 24 条 協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 25 条 総会で決算報告書を提出し承認を得なければならない。

2 決算報告書は、会計監査を受ける。

第 26 条 会計処理規定は別に定める。

## 第 6 章 そ の 他

第 27 条 協議会の業務遂行のため、必要とする諸規定・規則は評議会の決定を経て実施する。

第 28 条 地域振興協議会の解散は、会員または総会で出席会議員の直接無記名投票による 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

## 附 則

1 この規約は平成 19 年 月 日から施行する。

2 平成 19 年度における会計年度は、第 24 条の規定にかかわらず、平成 19 年 月 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

### 【参考】今後整備する諸規定

- |          |         |          |          |
|----------|---------|----------|----------|
| 1 会議規則   | 2 評議会規定 | 3 文書処理規定 | 4 分掌規定   |
| 5 役員選挙規則 | 6 旅費規定  | 7 会計処理規定 | 8 職員就業基準 |